

防整整第22301号
令和6年9月27日

陸上幕僚監部監理部会計課長
航空幕僚監部総務部会計課長 殿
東 北 防 衛 局 調 達 部 長

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について(通知)

標記について、防衛省が実施する建設工事(工事の実施細目について(防整技第7167号。28.3.31)別紙第2第1号に規定する建設工事をいう。)のうち、岩手県内、宮城県内、福島県内で実施される土木工事に係る当面の運用を別紙のとおり定めたので、令和6年10月1日以降に入札公告を行う工事から適用されたく通知する。

なお、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について(防整技第20154号。令和5年9月28日)は、令和6年9月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局提供施設計画官、地方協力局総務課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛装備庁長官官房会計官

1 適用対象工事

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）のうち、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される土木工事

2 直接工事費の算定

直接工事費の算定に当たっては、建設工事における積算基準等について（防整技第14871号。令和6年6月26日）の別冊第1の「土木工事積算価格算定要領」及び別冊第2の「土木工事標準歩掛」を適用する。

3 間接工事費の補正

間接工事費は、「土木工事積算価格算定要領」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じた率を用いて算定する。

表1 間接工事費の補正係数

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.3
現場管理費	1.1

ただし、福島県内については、当面の措置として、令和6年度は表1の補正係数の適用を猶予し、表2の補正係数を乗じるものとする。

表2 福島県内における間接工事費の補正係数

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

4 建設機械損料の補正

ブルドーザ（リッパ装置付ブルドーザを除く。）バックホウ及びダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く。）に限り、国土交通省総合政策局制定の「請負工事機械経費積算要領」第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当り損料に100分の105を乗じて得た額を超えない範囲内で積算に用いる損料の割増補正を行うものとする。